

原 安 第 520 号
令和元年(2019年)11月19日

地球惑星科学研究会(気象予報士)
久保田 浩司 様

佐賀県知事 山口 祥義

公開質問状に対する回答について

2019年11月8日付けで提出のあった公開質問状については、別紙のとおり回答します。

2019年11月8日付け質問状への回答について

玄海・原子力発電所は、以下の資料の通り、法律等で定められた放射線・安全基準(放射線管理区域、5msv/y、4万Bq/m²)を無視した状況で、再稼働中です。

放射線管理区域相当の汚染に関して、長期避難計画・賠償規定等も存在しません。即ち、日本国民・1億2千万人に対する、極めて重大な人権侵害です。

違法・不正稼働に関して、以下の質問に御回答下さい。

長期避難計画や賠償規定について、佐賀県としてどのように考えているか。

(答)

(法律等で定められた放射線・安全基準を無視した状況で、再稼働中について)

- 玄海原子力発電所3、4号機については、原子力規制委員会により新規基準に基づく審査が行われた結果、求められるレベルの安全性が確保されていることが確認され、運転が行われているものと認識しています。

(長期避難計画について)

県の地域防災計画(第4編 原子力災害対策)では、原子力災害特有の対応を基本に定め、その他の事項については、風水害対策(第2編)、地震・津波災害対策(第3編)によることとしています。

風水害対策、地震・津波対策では、県及び市町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すことや避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸借住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等を行うこととしており、原子力災害が発生し、長期の避難が必要になった場合には、同様の対応を行うこととしております。

(賠償規定について)

原子力災害による損害が発生した場合の賠償については、「原子力損害の賠償に関する法律」において、被災者の救済を図る基本的制度が定められているところであり、本県に原子力災害による損害への賠償規定等の定めはありません。